

枚方市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（抜粋）

（平成28年枚方市規則第34号）

（居住環境への配慮の基準）

第4条 法第6条第1項第3号の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。

(1) 当該地域の次に掲げる計画等に定められた建築物の制限に関する事項に適合するものであること。

- イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画
- ロ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画
- ハ 景観法第81条第1項に規定する景観協定
- ニ 建築基準法第69条に規定する建築協定

(2) 市長が特に認める場合を除き、次に掲げる区域内に存するものでないこと。

- イ 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- ロ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- ハ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- ニ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域